

開発行為・宅地造成工事許可申請の手引き改正内容一覧

種 別	項 目	対象頁	内 容
目次	第4章 市街化調整区域に係る基準	-	「法第42条、第43条に基づく許可不要の要件」 →「法第42条、第43条における増改築・用途変更に係る許可不要の要件」に修正
開発許可制度	第1章	開発行為の定義	P. 3 区画・形の変更の字句修正・追記
		開発行為に該当するか否かの判定例	P. 5 ⑤に基準法による道路後退を除く旨追記
		開発区域の定義	P. 7 完了日の定義を追記
		建築物、建築	P. 9 (図中の) アパート→共同住宅
		建築物、建築	P. 9 同一の敷地内→既存建築物の敷地内
		仮設建築物	P. 10, 11 都計法施行令と建築基準法の順序入替, 解説中のお書きの削除
		政令1条	P. 12 ガス工作物の内容, 認定こども園の追加
	誤植	P. 24 大規模開発行為に関する指導要綱(「行為」追記)	
	事前協議先	P. 24 (組織改正) 環境共生課→環境企画課	
	事前協議先	P. 25 無電柱化の推進に関する法律について道路管理担当課を追記	
	添付図書	P. 25 「押印」削除	
	添付図面	P. 26, 28 (作成者の) 署名・捺印→氏名を記載	
	法33条6号	P. 29 (誤植) 開発区域において→開発区域内において	
	令19条	P. 32 第31条を削除	
	令21条	P. 34 三十→三十一	
	令21条	P. 35 「貨物自動車運送事業法第2条第2項」に「, 第6項」を追加 (訂正漏れ) 漁港法→漁港漁場整備法 放送法に, 「基幹放送の用に供する」, 「(第2条第2号)」を追記 電気事業法に, 「, 第18号」を追記 ガス事業法に, ガス小売事業以外の事業を列記	
	令21条	P. 36 (訂正漏れ) 独立行政法人雇用・能力開発機構(H23.10解散)→独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 屠殺→とさつ, (施設順序を入れ替え) (卸売市場法) 第2条第3項・第4項→第4条第6項, 第13条第6項	
	令21条	P. 37 第27号の挿入追加, 及びこれに伴う号ズレ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(第18条第1項1号~4号)の「1項」を削除	
	規則16条	P. 46 記名押印又は署名→氏名を記載	
	規則19条	P. 49 ロ・・「(同法による専門職大学の前期課程を含む。ハにおいて同じ。)において」・・・「(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した後)」を追記 ハ 前号→ロ(に該当・・・), 「(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した後)」を追記	
	公共施設の管理者の同意及び協議	P. 51 「公共施設」の定義は前掲により, 引用先記載に変更	
	令23条	P. 51 (ガス事業法第2条) 第2項→第6項, 一般ガス事業→ガス導管事業	
	令23条	P. 52 ガス事業者→ガス導管事業者	
	9 公共・公益施設の帰属及び寄付に必要な図書	P. 54 公園→公園等 (緑地に係る提出先の明示) 「建設局百年の杜推進部公園課」の追記	
	令31条の2	P. 57 令31条の2→令31条	
	規則28条の3	P. 58 第2項及び第3項→第2項から第4項まで	
	工事完了検査の確認事項の例	P. 69 チェック項目に「電柱・電線の占用が適切かどうか」を追記	
	1 用途地域への適合	P. 105 「居住環境向上用途誘導地区」, 「第六十条の二の二第四項」の追記, 号ズレ	
	2-1-3 敷地が接する道路の幅員	P. 109 中心後退幅3.25m→3.0m, 5.0m→4.5m, 中心後退の例外を追記	

第3章	2-1-5 令25条4号	P. 114	(開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路の幅員) → (接続先道路の幅員)	
	2-1-12 道路に関する技術的細目	P. 116	無電柱化を原則化とし、歩道等に設置は例外として追記	
	誤植	P. 117	2-1-10 (1) 本文の改行	
	図2-1-2 単体的開発行為の既存道路の緩和	P. 117	中心後退幅変更による訂正	
	図2-1-1~2-1-7	P. 109~P. 119. 2	まとめて後掲していた図を各該当箇所に移動挿入	
	2-2-3 公園に関する技術的細目	P. 131, 132	ひとやさ条例及び移動円滑化ガイドラインに適合を基本とすることの追記 公園内→利用者が立ち入ることができる、公園内 植込地→植栽地	
	3-1 排水施設	P. 136	(非作成のため)「河川水路実態調査基本台帳」を削除	
	3-1-2 排水施設の設計	P. 138	(2・・・排出)「することが」の追記	
	3-1-3 排水施設に関する技術的細目	P. 142	(ハ・・・管渠の)「長さがその」の削除	
	3-4 農業用水路	P. 149	字句の訂正、基準書の変更	
	(誤植)	P. 153	(水道施設設計指針)「・」→「,、」	
	(誤植) 7-1-6 崖面の保護	P. 165, 166	「1 規則第23条第1項の説明図」「2 規則第23条第2項の説明図」の太字→通常, 「5」(項)→「6」	
	7-1-6 崖面の保護	P. 168	(県条例の)がけ→崖,「は」→「を」,「がけ」→「崖に」	
	9 樹木の保存、表土の保全	P. 173	「講ぜられているように」→「講ぜられるように」	
	10 緩衝帯の配置に関する基準	P. 177	「さだめ」→「定め」,「条の政令」→「の政令」	
	第4章	10-2 公害防止	P. 179	字句の訂正
		10-2 公害防止	P. 181	字句の訂正(水域名の追記,訂正)
		21 許可不要で立地できる建築物等	P. 203	具体例が前掲のため、参照先追記
21 許可不要で立地できる建築物等		P. 204	「27 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務施設」の追加、以降号ズレ	
22 日常生活店舗等		P. 207, 209-2, 209-3	集落要件に「(共同住宅及び長屋は1棟を1戸として扱う)」を追記	
火薬庫		P. 219	火薬類取締法に法律番号「(昭和25年法律第149号)」の追記	
沿道サービス施設、火薬類製造所		P. 220	「仙台松島線」の削除	
23 審査会の審議を要するもの		P. 230, 231	東日本大震災による属人性解除の特例を削除。 属人性について説明および例示の追記	
2-4 既存事業所等の従業員用住宅		P. 244	(法第34条)第1号から・・・第10号ロ→各号	
2-8 大規模既存集落における・・・		P. 248	「イ 若林区荒浜地区」の削除(災害危険区域)	
2-12 大規模既存宅地等の開発行為		P. 254, 255	児童公園→街区公園 要件工に、ただし書きを追記	
(誤植) 2-13 既得権・・・		P. 256	(都市計画法施行規則 昭和)49年→44年	
2-16 大規模な流通業務施設		P. 260	「イ 県道仙台松島線宮城野区岩切一丁目沿線 延長1,300m」の削除	
2-18 介護保険法に基づく・・・		P. 262	(介護保険法第8条)第27項→第28項	
24 建築物の形態制限		P. 269	建べい率→建蔽率 (告示の表内は除く)	
24 建築物の形態制限		P. 270	(国)「又は都道府県等」の追記	
24 市街化調整区域における建築等の制限		P. 270, 271, 273, 274	(「用途分類」における中分類の)範囲→区分。 「第」追記 「従前許可要件に延べ床面積の制限が付される場合はその範囲内」を追記 災害発生から10年以内の文言を削除	
23 建築物の用途分類表		P. 275, 276	「農林漁業従事者の自己用住宅、農業用倉庫等」削除 29条1項2号施設を削除	
24 42・43条に基づく許可不要の要件	P. 277	表の改訂および、これに伴う字句の整理。		

	24	43条の添付図書	P. 279	(所謂)「分家住宅」,「既存宅地同等地」の字句削除 削除に伴う条例該当号の追記, (作成者の)署名,捺印→氏名を記載
	第5章	手数料	P. 302~305	R1.9.30受付分までの旧手数料を削除
		土地利用調整条例	P. 331	8条中「(仙台市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。)」の削除
		各様式	P. 349, 352, 354, 355, 357, 358, 359, 360, 361, 361・2, 366, 367, 368, 369, 369・2, 371, 372, 373, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382	押印廃止
		様式第10号[裏](要綱第8条関係)	P. 360	(○年○月○日に提出した開発行為の____事前協議願書)のアンダーライン部分に変更を挿入
		変更届出書	P. 368	開発許可年月日及び番号を記載する字句を追記
		着手届	P. 371	工事施行者の電話欄を削除
		宅地造成に関する 工事の手引き	第1章	(5)防災等に関する工事
(誤植)	P. 8	宅地造成工事許可済証標識→「証」を削除		
(誤植)	P. 10	(政令第16条)各項→各号 氏名の記入, 押印を→氏名を記入		
様式一覧表	P. 16	改正日を1つにし, 令和3年1月1日改正に修正		
各様式	P. 17, 19, 20, 21, 22, 25, 26, 27, 28, 29	押印廃止		
(誤植)宅地造成工事着手届出書	P. 26	工事管理者の連絡場所の電話欄を削除(住所氏名欄との二重記載)		
第2章	第3節	擁壁	P. 48, 49, 50, 52	社団法人→公益社団法人